

休憩裁判通信

JR東海労新幹線関西地本
休憩裁判プロジェクト発行
2025年7月18日
No.7

原告準備書面（1）【シリーズ4】

今回は、原告準備書面（1）4.「(2)」のウ 本件労働外時間中及び本件労働外時間終了後の事実関係について」について・・・

（1）ア 本件当日に原告浦谷さんが、退出点呼終了後、ロッカー室で私服へ着替えているところへ突然、植松科長と中川助役が来て、原告に対しこのまま帰らないで1時間乗務員待機室に残るように指示を行ってきた。
以下は、その時のやり取りの要旨である。

植松： 浦谷さん、残って休憩して帰って下さい。そうしてもらわないと私たちが困ります。

原告： 仕事が終わってから休憩？そんなの休憩じゃない。いい加減なことを言わんといて。仕事終わってる。着替えの邪魔せんといて下さい。

植松： 困ります。そんなこと言わないで下さい。

原告： 困るのはこっちのほうや。4時間も遅れて東京に着いて、休憩なしで食事もしていない。朝から何も喰っていない。死にそうや。邪魔せんといて。これは指示ですか？何ですか？

植松： 指示です。残って下さい。

原告： 退出点呼は終わってる。指示っておかしい。しかも休憩しろって、それは何の時間？労働時間ですか？

植松： 休憩です。休憩して帰って下さい。

原告： 休憩は労働時間の途中に与えるもの。終わってから休憩なんてあり得ない。そもそも、東京で休憩時間を与えなかったのが労基法違反ですよ。

植松： そうなんです。だからそうならないように、労基法違反になるのでお願いします。

原告： 労基法違反を社員の責任にするのはおかしい。東京で休憩時間をちゃんと与えないのが悪い。

イ 原告が、植松科長と中川助役と上記のようなやり取りをしていたとき、突然、植松科長と中川助役の後ろに小川所長が現れ、私を睨みつけながら植松科長にたいして、何やら耳打ちをし引き上げて行った。すると急に植松科長の態度が変わり、原告の私に対し強い口調で、もう一度制服に着替え、ただちに乗務員待機室で待機するよう指示した。植松科長の態度が変わったことから原告は、このままでは懲戒処分をしてくるのではないかと心配になり、渋々、乗務員待機室に移動することに応じた。

以上、原告に対して休憩と称して内勤業務を行うスペースの机の椅子に座るよう指示されました。そして中川助役が、退出点呼時に提出した実績報告書に、「20：52～21：52 休けい 21：57 退出」と記載するよう原告に対して指示し、原告は渋々、記載しました。

乗務員の皆さん!!

仕事終わってから居残りさせられ、これが休憩と言えますか!?

私たち東海労組合員は現場で残された時間は少なくなりましたが、災害時や異常時に発生する休憩時間の問題をはじめ、不当で理不尽な会社の取扱いに対して諦めずに闘いを進めます!

第4回休憩裁判

7月28日 11：00～大阪地裁 809号法廷で開催されます。